函南町立丹那小学校いじめ防止基本方針

社会総がかりによるいじめ問題対策について

本いじめ防止基本方針は、国の策定した「いじめ防止等のための基本的な方針」を受け、函南町で策定した平成３０年５月改訂の「函南町いじめ防止等のための基本的な方針」を基に、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策のために策定したものである。

Ⅰ　基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。

児童生徒の尊厳を保持するために、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関して、函南町立丹那小学校としての基本方針をここに定める。

1　いじめの定義ともつべき共通認識
2　学校におけるいじめの未然防止
3　いじめの早期発見の取組
4　いじめの防止等の対策のための組織
5　いじめに対する措置
6　重大事態への対処

Ⅱ　基本的な考え方

１　いじめの定義ともつべき共通認識

○「いじめ」とは、「児童に対して、該当児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

○いじめはどのような理由があろうとも、絶対に許されない行為である。また、どの子供にも、どこにでも起こりえることを踏まえて対応することが求められている。

○いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない。

○いじめの容態は様々である。

○いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。

○いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。

○いじめは、解消後も注視が必要である。（解消についての町の定義は、①いじめに係る行為が少なくとも三ヶ月を目安として止んでおり、②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないことの二点が満たされている状態を指す。）

○いじめは、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。

○いじめ問題が生じた場合に、担任が一人で抱え込まず、学校全体で共通理解してチームとして解消に取り組むべき問題である。

○いじめは、家庭教育の在り方に大きなかかわりを有している。

○いじめは、家庭・学校・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題である。

２　学校におけるいじめの未然防止

いじめを未然防止するためには、育ちの中で「自尊感情の育成」「規範意識の育成」「人

権感覚の育成」が重要となる。丹那小に於いても教育課程全体を通してそれらの育成に尽力していく。

(1) いじめが起こりにくい集団づくり（ありのままでいられる居場所づくり）

ア　児童間の望ましい人間関係づくり目指す。
- さん付けで名前を呼び合う。
- ＳＳＴの学習(年４回) を行う。
- ふわふわ言葉を積極的に使う。
- 縦割り活動やあいさつ運動を実施する。

イ　教職員と児童との信頼関係づくり
- どの子に対しても一人の人間として尊重する教員の姿勢がまず第一歩である。休み時間になるべく教室で過ごし、児童の言葉に耳を傾ける。

ウ　学ぶ楽しさを味わうことのできる授業づくりをし、個別の指導を厚くする。
- 「先生あのねタイム(年３回)」を実施する。
- ＱＵテスト(年二回) を実施する。
- 保護者教育相談(年２回)実施する。

(2) 児童自らがいじめについて考える機会の設定（規範意識・人権感覚育成）

ア　道徳の時間を充実させる。
- 児童にとって身近な資料を活用する。

イ　集団の自治能力を高める取組を行う。
- いじめの定義について児童にも分かりやすく伝えていく。(年度当初の生活ガイダンスなど。)
- 学級活動で、児童がいじめについて主体的に考えるとともに、子供自らがいじめをなくそうとする活動の場の設定に努める。
- 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。

(3) 学校・家庭・地域・関係機関との連携

ア　学校内における教職員の連携を図る。
- 児童に関する情報の共有化を図り、児童の実態に応じた適切な指導を行う。
- 支援の実現を図るために、職員会議や毎週の打ち合わせ後に行う「生徒指導ミニ情報」等において情報交換の場を設定する。
- ＳＣとの情報交換や情報共有を、ＳＣ来校の際に担任が個別に行って児童問題把握に努める。

イ　家庭・地域との横の連携
- 特別支援コーディネーターを中心として、管理職や該当学年の先生方や担任と保護者や地域の方達との何でも話し合える場の設定。
- 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者・地域に周知し共通認識に立った上で、いじめの発見及び情報提供に協力を求める。

ウ　関係機関との連携
- 教育委員会、児童相談所、役場福祉課、子ども支援課、放課後児童保育所、少年サポートセンターなどと可能な限り情報を共有し、状況に応じて連携した指導を行っていく。
- 病院との連携も必要に応じて行う。

３　いじめの早期発見

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を把握できるようアンテナを高く保つとともに、情報の共有に努める。

(1) 児童が出すサイン

ア　表情や言動に変化がないか注視する。
- 理由のはっきりしない遅刻や欠席はないか。

イ　学級の雰囲気に注目する。
- 学級全体に無力感が漂っていないか。
- 素直に自分の考えや思い、感じたことを表現できているか。

ウ　特定の児童への対応の違いに注目する。
- 一緒に遊んでいる友達に、異常なほど気遣いをしていないか。

・特定の児童が、失敗するとやじられたり笑われたりしていないか。

(2) 早期発見の手立て

ア　観察
- ・全教職員で児童の様子に注意を払い、日記等も通して、日々児童理解に努める。
- ・「とらメモ」を有効活用し、週１回の打ち合わせにて共通理解を図る。
- ・アンケートから変わった様子や行動がないかチェックする。
- ・いじめの認知は、本人、親、友人の誰からの報告であっても「この事態を心配している人から報告があった」で統一する。

イ　情報収集
- ・担任は連絡帳等を通して、保護者からも情報収集に努める。
- ・なるべく子供たちと一緒にいる時間を多く確保し、児童からの情報も得るように努める。

ウ　調査
- ・年３回、教育相談前にアンケート調査等を実施する。

エ　相談体制の整備
- ・心の健康観察（休み明けの朝に実施）
- ・こころのアンケート（児童がいつでも自由に書き込む）

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

ア　講師を招聘し携帯電話やインターネットについて、児童や保護者が学ぶ機会を定期的に設け、啓発活動に努める。（参観会にて４～６年児童と保護者対象に「スマホ・ケータイ安全教室」を実施）

イ　情報収集に努めるとともに、定期的なアンケートによる調査を実施する。

４　いじめの防止等の対策のための組織

(1)　いじめ防止等の対策に関する組織として、「いじめ対策委員会」を置き、生徒指導が担当となる。

(2)　いじめ対策委員会は、いじめ防止及び問題解決のために、校長が招集する。最終的意志決定権者は校長とする。

(3)　いじめ対策委員会の委員は、全職員とする。ただし、必要に応じて、ＳＣまたはＳＳＷなどの関係機関もこれに参加する。

５　いじめに対する措置

(1) 素早い事実確認と連絡・相談・報告

ア　発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。

イ　いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。

ウ　児童や保護者から相談や訴えがあった場合には真摯に対応し、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確にかかわりをもつ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全には十分に配慮する。

エ　いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

（２）発見・通報を受けての組織的な対応

ア　発見・通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめ対策委員会」に報告し、組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに事実の有無の確認を行い、その結果は、校長が責任をもって教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

(3) 被害者への対応及びその保護者への支援

ア　いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童には十分な配慮をする。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

イ　家庭訪問等により、可能な限り迅速に保護者へ事実関係を伝える。また、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

ウ　いじめられた児童にとって信頼のできる人と連携し、寄り添い支える体制の構築を図る。また、安心して学習や生活ができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、よりよい環境の確保を図る。また、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

エ　いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

ア　教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

イ　しっかりと事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、再発の防止を図る。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が以後も連携がとれるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

ウ　いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責　任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、児童の個人情報の取り扱い等には十分に留意して以　後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(5) 経過観察と再発防止に向けて

ア　継続的な経過観察による追加支援を行う。

・いじめ問題の対応に関する教職員の意識を向上させる。

・加害児童・被害児童からの聞き取りを定期的に行ったり、担任が児童の関係の様子を観察し、週１回の打合せにおいて報告する。

イ　再発防止・未然防止に向けた指導体制を点検する。

・いじめの発見、報告体制等のシステム化を図る。

・ＳＣの積極的な活用を図る。例えば、グループ・エンカウンター、ストレスマネジメント教育、ピア・サポート、ＳＳＴ、絵画による児童理解の方策等、校内研修の講師として、ＳＣの専門性を積極的に活用して予防的対応に取り組む。

・いじめ相談カードや指導記録を確実に残しておく。

６　重大事態への対処

(1) 以下に該当する事案が発生した場合は、重大事態と判断し、その対処にあたる。

ア　児童の生命や心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。

いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。

イ　欠席の原因がいじめと疑われ、子供が相当の期間（年間３０日を目安とする）学校を欠席しているとき。

ウ　子供や保護者から、いじめられて重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態が発生した場合、校長は速やかに教育長に報告する。また、生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 校長は、生徒指導委員会を招集し、速やかに適切な方法によって、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、今後の指導方針を明確し、迅速に事案の解決にあたる。

(4) 校長は、被害児童及び保護者に対して、当該調査結果を適切に提供するとともに、事態解決に向けた具体的な取り組みを伝え、関係者全員で心のケアにあたる。

(5) 校長は、加害児童及び保護者に対して、当該調査結果を適切に提供するとともに、事態解決に向けた具体的な取り組みを伝え、関係者全員で心のケアにあたる。

(6) 校長及び教員は、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられないような事態にあり、教育上必要と認められる場合、いじめを行った児童に対して懲戒を加えることができるものとする。

(7) 校長は、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられないような事態にあり、教育上必要と認められる場合、児童の出席停止に係る意見を教育委員会に具申する。

(8) 校長は、命に関わる重大事態が発生した場合は、躊躇なく、警察等の関係機関に支援を求めることとする。

7　学校評価

いじめ防止等のための取り組みについて、適切な措置が行われるようにするために、学校評価(自己評価及び学校関係者評価)の中で取り扱うものとする。